

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和35年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="142 573 708 808"><tr><td data-bbox="142 573 282 808">岩手県収入 証紙<u>はり付</u> け</td><td data-bbox="426 573 708 808">写真<u>はり付け</u>（6月以内 に撮影した正面上半身、 <u>手札型</u>）</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>注1・2 [略]</p> <p>[略]</p>	岩手県収入 証紙 <u>はり付</u> け	写真 <u>はり付け</u> （6月以内 に撮影した正面上半身、 <u>手札型</u> ）	<p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 573 1398 808"><tr><td data-bbox="831 573 971 808">岩手県収入 証紙<u>貼付け</u></td><td data-bbox="1115 573 1398 808">写真<u>貼付け</u>（6月以内に 撮影した<u>脱帽</u>正面上半身 、<u>縦4.5センチメートル</u> 、<u>横3.5センチメートル</u> ）</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>注1・2 [略]</p> <p><u>3 写真の裏面には、撮影年月日及び氏名を記載してくだ さい。</u></p> <p>[略]</p>	岩手県収入 証紙 <u>貼付け</u>	写真 <u>貼付け</u> （6月以内に 撮影した <u>脱帽</u> 正面上半身 、 <u>縦4.5センチメートル</u> 、 <u>横3.5センチメートル</u> ）
岩手県収入 証紙 <u>はり付</u> け	写真 <u>はり付け</u> （6月以内 に撮影した正面上半身、 <u>手札型</u> ）				
岩手県収入 証紙 <u>貼付け</u>	写真 <u>貼付け</u> （6月以内に 撮影した <u>脱帽</u> 正面上半身 、 <u>縦4.5センチメートル</u> 、 <u>横3.5センチメートル</u> ）				
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。